

山口県報

令和 8 年
10 月 6 日
(火曜日)

目 次

○ 条 例

山口県暴力団排除条例の一部を改正する条例

山口県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第三十三号

山口県暴力団排除条例の一部を改正する条例

山口県暴力団排除条例（平成二十二年山口県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 暴力団に対する利益の供与の禁止（第十二条―第十七条）」を

「第三章 暴力団に対する利益の供与の禁止（第十二条―第十七条）」

第三章の二 暴力団排除特別強化地域における禁止行為（第十七条の二・第十七条の三）

に、「第十八条・」を「第十八条―」に、「説明

又は資料提出、勧告及び公表」を「義務違反者等に対する措置等」に、「第二十二条」を「第二十二条の三」に改める。

第二条に次の一号を加える。

六 青少年 満十八歳に達するまでの者をいう。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 暴力団排除特別強化地域における禁止行為

（特定営業者の禁止行為）

第十七条の二 次の各号のいずれかに該当する営業（第一号から第六号まで及び第八号に掲げる営業にあつては、別表に掲げる地域（以下「暴

力団排除特別強化地域」という。)の区域内において営むものに限る。以下「特定営業」という。)を営む者(以下「特定営業者」という。)は、特定営業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、用心棒の役務(法第九条第五号に規定する用心棒の役務をいう。以下同じ。)の提供を受けること又は特定営業を営むことを容認されることの対償として利益の供与をしてはならない。

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風適法」という。)第二条第一項に規定する風俗営業

二 風適法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業

三 風適法第二条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業

四 風適法第二条第十三項に規定する接客業務受託営業

五 風適法第二条第十三項第四号に規定する飲食店営業

六 風俗案内(次に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行うための施設(不特定多数の者が利用することができるものに限る。以下「風俗案内所」という。)を設け、当該風俗案内所において有償又は無償で風俗案内を行う営業

イ 風適法第二条第一項第一号に該当する営業に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為

(1) 接待(風適法第二条第三項に規定する接待をいう。以下同じ。)の内容、当該接待を受けることができる時間、当該接待に従事する者又は当該接待を受けるために要する料金に関する情報

(2) 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先

ロ 風適法第二条第六項第一号若しくは第二号又は同条第七項第一号のいずれかに該当する営業に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為

(1) 客に接触する役務の内容、当該役務を受けることができる時間、当該役務に従事する者又は当該役務を受けるために要する料金に関する情報

(2) 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先(風適法第二条第七項第一号に該当する営業にあつては、当該営業につき広告若しくは宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称、風適法第三十一条の二第一項第七号に規定する受付所の所在地又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先)

七 風俗情報（前号イ(1)及び(2)並びに同号ロ(1)及び(2)に掲げる情報をいう。以下同じ。）を掲載した書籍、雑誌その他の刊行物を発行し、又は風俗情報をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する営業

八 道路その他公共の場所において、次に掲げる行為のいずれかを行う営業（第一号から第六号までのいずれかに該当するものを除く。）

イ 第一号から第五号までのいずれかに該当する営業に関し、客引きをすること。

ロ 第六号に該当する営業に関し、利用者となるよう勧誘をすること。

ハ 第一号から第六号までのいずれかに該当する営業に関し、不特定の者に対し、呼び掛け、又は風適法第二十八条第五項第二号に規定するビラ等を配布し、若しくは提示して、客を誘引すること。

ニ 第一号から第六号までのいずれかに該当する営業に係る役務に従事するよう勧誘すること。

ホ 写真又は映像の被写体となる役務であつて、対価を伴うものに従事するよう勧誘すること。

2 特定営業者は、特定営業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者から、用心棒の役務の提供を受けてはならない。

（暴力団員の禁止行為）

第十七条の三 暴力団員は、特定営業者からの利益の供与が前条第一項の規定に違反する行為に係るものであることを知りながら、当該利益の供与を受け、又は当該特定営業者に当該暴力団員が指定した者に対する当該利益の供与をさせてはならない。

2 暴力団員は、特定営業者に対し、用心棒の役務を提供し、又は当該暴力団員が指定した者に当該用心棒の役務を提供させてはならない。

第十八条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園

第十八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「この条例の施行後に開設された」を削り、「同項各号」を「第一項各号」に、「により同項」を「又は当該暴力団事務所の所在地が特定用途地域に定められたことにより前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する区域内のほか、暴力団事務所は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（以下「特定用途地域」と総称する。）の区域内においても、これを開設し、又は運営してはならない。

第十八条の次に次の一条を加える。

(青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止)

第十八条の二 暴力団員は、正当な理由なく自己が活動の拠点とする暴力団事務所に青少年を立ち入らせてはならない。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 義務違反者等に対する措置等

第二十条の見出しを「(調査及び立入検査)」に改め、同条に次の三項を加える。

2 公安委員会は、第十八条第二項又は第十八条の二の規定に違反する疑いのある行為があるとき、当該行為の内容を明らかにするために必要な限度において、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者その他の関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察官に当該違反に係る建物に立ち入り、物件を検査させ、若しくは当該行為をした者その他の関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする警察官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五章に次の二条を加える。

(命令)

第二十二条の二 公安委員会は、第十八条第二項の規定に違反して暴力団事務所が開設され、又は運営されているときは、当該暴力団事務所を開設し、又は運営している者に対し、当該暴力団事務所の開設又は運営の中止を命ずることができる。

2 公安委員会は、暴力団員が第十八条の二の規定に違反する行為をしたときは、当該暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

(公安委員会の事務の委任)

第二十二条の三 公安委員会は、前条第一項の規定による命令に関する事務を、公安委員会規則で定めるところにより、警察本部長に委任することができる。

2 公安委員会は、前条第二項の規定による命令に関する事務を、公安委員会規則で定めるところにより、警察署長に委任することができる。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者であることの情を知つて、第十七条の二の規定に違反した者
- 二 第十七条の三の規定に違反した者
- 三 第十八条第一項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者
- 四 第二十二條の二第一項の規定による命令に違反した者
- 2 第二十二條の二第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
- 3 第二十条第二項の規定に違反して説明をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の説明若しくは資料の提出について虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 4 第一項第一号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。
- 附則第二項中「第十八条第二項ただし書」を「第十八条第三項ただし書」に改め、「同条第一項」の下に「（第五号を除く。）及び第三項」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十七条の二関係）

市	区	域
下 関 市	細江町一丁目、豊前田町一丁目、豊前田町二丁目、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目及び竹崎町三丁目の区域	
宇 部 市	新天町一丁目、新天町二丁目、松島町、相生町、中央町一丁目、中央町二丁目、中央町三丁目、新町、上町一丁目、上町二丁目及び西本町一丁目の区域	
山 口 市	泉都町、熊野町、湯田温泉一丁目、湯田温泉二丁目、湯田温泉三丁目、湯田温泉四丁目及び葵一丁目の区域	

令和八年十月六日印刷
令和八年十月六日発行

発行人所

山口県知事

防府市	岩国市	周南市
緑町一丁目、天神一丁目、栄町一丁目、戎町一丁目、八王子一丁目及び車塚町の区域	麻里布町二丁目、麻里布町三丁目、麻里布町六丁目及び麻里布町七丁目の区域	川端町一丁目、川端町二丁目、昭和通一丁目、昭和通二丁目、橋本町一丁目、橋本町二丁目、柳町、糺町一丁目、糺町二丁目、飯島町一丁目、飯島町二丁目、平和通一丁目、平和通二丁目、若宮町一丁目、若宮町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、銀南街、銀座一丁目、銀座二丁目、みなみ銀座一丁目、みなみ銀座二丁目、御幸通一丁目、御幸通二丁目、有楽町、本町一丁目、栄町一丁目及び栄町二丁目の区域

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所（改正後の山口県暴力団排除条例第十八条第三項ただし書に該当するものを除く。）については、同条第一項第五号並びに同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。